

会のきまり（案）

（名称）

第1条 この会は、「北見赤十字病院の明日を考え支援する会」と称します、尚略称を「日赤を考え支援する会」といいます。

（事務局）

第2条 この会は、事務局を代表宅に置きます。

（目的）

第3条 この会は、北見赤十字病院（以下、日赤という）で医療活動に携わる全ての人々への感謝の気持ちを共有し、日赤の医療活動の現状と将来を考え支援することを目的とします。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行います。

1. 日赤と情報を共有し、市民や患者の立場からの提言
2. 日赤の医療活動を理解するために病院見学会の実施
また医師、看護師、コメディカルスタッフを招いて勉強会・交流会等の実施
3. 地域の中核医療施設としての役割や機能を学ぶ勉強会、講習会等の実施
4. 会員相互の親睦を図る
5. その他、目的達成に必要な事項

（会員）

第5条 この会の会員は、目的に賛同する者をもって次の通り組織します。

1. 一般会員
2. 賛助会員
3. ボランティア会員

第6条 この会は高齢者だけでなく、職場で仕事を持ち、家庭を支えている若い人たちの参加も得られる様な運営を心がけます。

（賛助会員）

- 第7条
- 1、賛助会員はこの会の目的に賛同し事業を援助するため、決まった賛助会費を納める個人又は団体とします。
 - 2、賛助会費は決められた会費（1口以上）を納めて戴きます。

（ボランティア会員）

- 第8条
- 1、ボランティア会員は当事者の申し出でにより、ボランティアで各種行事に参画して一般会員と同等の身分で共に活動する。
 - 2、会費を納める義務はない

（会費）

- 第9条
- 1、一般会員の会費は、年額3,000円とします。
 - 2、賛助会員の会費は、一口5,000円とします。
 - 3、協力金、任意の寄付金を歓迎します。

(役員)

第10条 1、この会の運営のために次の役員を置きます。

代表 1名
副代表 2名
理事 若干名
事務局長 1名
会計 1名
会計監査 1名

2、役員は総会において選任する。

3、役員任期は1年とし、再任を妨げないこととします。

(会議)

第11条 1、この会の会議は、総会及び臨時総会と前記の役員による役員会とします。

2、この会の会議は、代表が招集します。

3、この会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立します。

(会計)

第12条 この会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

(変更)

第13条 この会のきまりは、総会において出席者の3分の2以上の承認があれば変更
出 来ます。

(付則)

第14条 この会のきまりは、平成22年1月29日より施行します。

平成25年11月1日 改訂

令和2年3月2日 改訂

令和5年3月2日 改訂

参考

4条

コメディカルスタッフ

国語辞典『大辞林』(三省堂)によると、「コメディカルスタッフ」は「医師・看護師以外の医療従事者」の意とされ、語源はコ・メディカル(和製英語: co-medical、英: paramedic)です。

現代は、医療の高度化・複雑化にともない、以前は医師のみが行っていた業務の細分化・分業化が進んでいる。従って、当該コ・メディカルには、高度な専門性の追究と日々の自己研鑽を重ね、有機的に連携しチーム医療を実現することが求められる。

該当の職種として病院薬剤師、保健師、助産師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、看護助手、医療事務等です。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』